住所　長野県上伊那郡辰野町大字伊那富8686番地
河憲幸　昭和63年10月１日生
住所　大阪市鶴見区横堤４丁目15番11号
張海亮　昭和57年８月23日生
林琳　昭和61年１月18日生
張美莱依　平成25年10月21日生
住所　宮城県富谷市東向陽台１丁目23番21号
方見帆　昭和61年３月23日生
住所　東京都品川区小山５丁目２番４―211号
崔慶洙　昭和62年10月７日生
住所　大分県日田市大字日高2522番地１
車場佑　平成２年３月23日生
住所　山口市矢原912番地６
洪純英　昭和57年11月27日生
住所　北九州市八幡西区熊西１丁目４番５―502号
朴美香　昭和46年９月19日生
住所　東京都港区高輪３丁目９番11号
胡泊　昭和45年４月16日生
住所　福岡県直方市大字頓野2307番地９
池亜唯璃　平成元年12月26日生
住所　東京都練馬区大泉町３丁目29番38号
ドロレス・ベアトリス・マルティネス・デ・オバタ　昭和40年12月７日生
住所　大阪市西成区南開２丁目４番７号
末香　昭和45年11月28日生
金基佳　平成12年４月13日生
住所　大阪市西成区千本北１丁目12番18号
金春子　昭和41年８月13日生
住所　大阪市東住吉区西今川３丁目30番６号
李直広　昭和51年４月４日生

○外務省告示第四百八十三号

ニウエ政府は、昭和六十三年１月二十五日にスエラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十八年六月六日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十八年十月一日にニウエについて効力を生じた。

（平成二十八年六月十日付け欧州評議会書簡）

平成二十八年十二月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百八十四号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅲは、条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十九年１月三日に効力を生ずる。

（平成二十八年十月五日付け条約事務局通告）

平成二十八年十二月二十１日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅲ

動物界に板鰓綱とびえい目ボタモトリュゴン科の「ボタモトリュゴンspp.（ブラジル）（ブラジルの個体群に限る。）」、「ボタモトリュゴン・コンステルラタ（コロンビア）」、「ボタモトリュゴン・マグダレナイ（コロンビア）」、「ボタモトリュゴン・モトロ（コロンビア）」、「ボタモトリュゴン・オルビグニィ（コロンビア）」、「ボタモトリュゴン・スクロイデリ（コロンビア）」、「ボタモトリュゴン・スコビナ（コロンビア）」及び「ボタモトリュゴン・イヒベジ（コロンビア）」を加える。

動物界に条鰭綱なまず目ロリカリ科の「ヒュバンキストルス・セブラ（ブラジル）」を加える。

○外務省告示第四百八十五号

セントルシア政府は、昭和六十三年１月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十八年十１月二十１日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十九年三月１日にセントルシアについて効力を生ずる。

（平成二十八年十１月二十五日付け欧州評議会書簡）

平成二十八年十二月二十１日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百二十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行に伴い、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項の規定に基づき、昭和五十年労働省告示第十二号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の厚生労働大臣が指定する事業）の一部を次のように改正し、平成二十九年１月１日から適用する。

平成二十八年十二月二十１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四号中「第六条第三号」を「第六条第五号」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき、平成二十三年厚生労働省告示第五十八号（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第七条第二号及び第六十八条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日数）の一部を次のように改正し、平成二十九年１月１日から適用する。

平成二十八年十二月二十１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則中「第七条第二号」を「第八条第二号」に、「第六十八条」を「第八十七条」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十九号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第八条の規定に基づき、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年１月１日から適用する。

平成二十八年十二月二十１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第１中「法律（１のトにおいて「平成12年法律第103号。」を加え、「及び医療法」を「、医療法」に改め、「第62条」のトにおいて「及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の３の13」を加える。

第２の４の(1)のく中「法が」を「同条が」に改める。

第３中「及び第２の１の(2)」を「及び同(2)」に改め、第３の表第１の項中「法律（１のトにおいて「平成12年法律第103号。」を加え「及び医療法」を「、医療法」に改める「及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の３の13」を加える。

第４中「８節」を「第８節」に改める「（第１及び第２の」を「（第１並びに第２の１の(1)のハ及び同」に改め、第４の表第１の項中「法律（１のトにおいて「平成12年法律第103号。」を加え「及び医療法」を「、医療法」に改め、「第62条」のトにおいて「及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の３の13」を加え、第４の次に第５として次を加える。

第５　国民年金法に規定する吸収分割の場合についての準用

第１及び第２（２の(4)のハの(ｲ)のｂを除く。）の規定は、国民年金法第137条の３の７第１項に規定する吸収分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第５編第３章並びに第５章第２節及び第３節」とあるのは「国民年金法第10章第１節第８款第２目及び第３目の規定」と、これらの規定（第１並びに第２の１の(1)のハ及び同４の(2)のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、「会社分割」とあるのは「基金分割」と、これらの規定（第２の１の(1)のイ及び同(2)を除く。）中「分割契約等」とあるのは「分割契約」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第１

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第８条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の６第２項、医療法（昭和23年法律第205号）第62条及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の３の13において準用する場合を含む。）	国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の３の13において読み替えて準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第８条
法第２条第１項の分割（以下「会社分割」という。）	国民年金法第137条の３の７第１項の吸収分割（以下「基金分割」という。）
同条第２項の会社（以下「分割会社」という。）	同条第２項の吸収分割基金（以下「分割基金」という。）